

— 農業委員会広報誌「さわやかNo.42」号外 —

農業者年金特集号

……もくじ……

加入をお考えの方へ …… 1～2 ページ
これから受給される方へ …… 3 ページ
すでに受給中の方へ …… 4 ページ

これから加入をお考えの方へ

あなた自身や配偶者の老後の備え 節税対策は十分ですか？



農業者年金は、各種公的支援であなたの将来をサポートします！

これから迎える長いセカンドライフ。
できれば自分たちの備えで、お金の心配をせずに暮らしたいもの。
しかし、国民年金だけでは不安…。
自分・配偶者・後継者のために、農業者年金に加入しましょう。



高齢農家夫婦の
1ヶ月の家計費
約 23 万円

不足分は
農業者年金で
備えましょう



農業者年金

夫婦二人の国民年金（40 年加入）
1ヶ月の受給額約 13 万円

女性は男性より
ご長寿です！



年金は家族ひとりひとりが準備することが大切です。
経営者だけでなく、
親子や夫婦揃って加入することをおすすめします。

どんな人が農業者年金に加入できるの？

- ☐ 年間60日以上農業に従事している
- ☐ 国民年金第1号被保険者
(保険料免除者は除きます)
- ☐ 年齢が20歳以上60歳未満

すべてにチェックがついた方は
農業者年金の加入資格を満たしています！



では、なぜ農業者年金がおすすめなの？本当に安心なの？
いくら受給できるの？なぜ年金に加入することが節税になるの？



なぜ農業者年金がおすすめなの？本当に安心なの？

少子高齢時代に強く安定した年金

自分が納めた保険料と運用益を、将来受給する年金の原資として積み立て、年金原資の額に応じて受給額が決まる積立方式の年金です。

安全で効率的な運用を行い、毎年積立・運用状況をお知らせします。

終身年金かつ80歳までの保証付き

生涯ずっと一定の所得が確保され、長生き時代にも安心。受給者が80歳前に亡くなった場合、遺族が死亡一時金を受給できます。

納めた保険料はすべて年金原資に

民間保険会社では支払った保険料の一部が事務運営経費に充てられることが一般的ですが、農業者年金は運営経費をすべて国費で賄っています。

保険料額は自分で選べて、いつでも見直しできる

通常加入の場合、月額2万円から6万7千円の間で自由に決めることができます。

そのときどきのライフイベントや経営状況に合わせながら将来に備えることができます。

以下の3つに該当すれば、
**国が保険料 最大
月10,000円を補助**

- ✓ 39歳以下（保険料納付期間が20年以上見込まれること）
- ✓ 農業所得等が900万円以下
- ✓ 認定農業者かつ青色申告者、またはその経営に参画する配偶者や後継者など。

※詳細はお問い合わせください。



いくら受給できるの？

(独) 農業者年金基金のホームページで試算できます。
インターネットで「農業者年金基金 試算」と検索してください。

農業者年金基金 試算

検索



なぜ年金に加入することが節税になるの？

保険料は全額社会保険料控除の対象

同一生計配偶者や後継者の保険料も経営主の所得から控除できます。

運用益は非課税

通常預貯金等の利子には20%の所得税が課税されますが、農業者年金の運用益は非課税のため、そのまま年金原資となります。

受給するときも公的年金等控除の対象

65歳以上の方は公的年金等合計額120万円まで非課税となります。



詳しくは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、
または農業委員会事務局（☎0254-33-3119）へお気軽にお問い合わせください。

これから農業者年金を受給される方へ

農業者年金の種類や受給方法をお知らせします。

自分がどの年金に加入していたかをお知りになりたい場合は、毎年5月末に郵送される「運用（付利）結果のお知らせ」に記載されているほか、農業委員会事務局またはJA北越後各ふれあい営業所で確認することができます。



旧制度 農業者年金

経営移譲年金（昭和32年1月1日以前生まれで一定の要件を満たした人）

65歳までに後継者または第三者に農業経営を移譲することにより受給できる年金です。60歳からの繰り上げ受給も可能ですが年金額は65歳から受給するよりも減額されます。後継者に経営移譲するときは、農地を残らず処分（貸付け）しなければなりません。第三者に経営移譲する場合は、自家用耕作地として10a未満の農地を残せます。

《主な必要手続き》

- ・ 経営農地の処分（自作地の貸付け、小作地の返還や後継者等への権利移転など）
- ・ 市水稻助成金、農業共済、農業所得申告名義の変更（土地改良区組合員名義、JA組合員名義等も同時に変更することを推奨しています。）
- ・ 法人構成員の場合は、所有する持分（株式等）の処分

経営移譲年金【加算付】

経営移譲の相手が一定の要件を満たす場合、経営移譲年金に加算がつくことがあります。

- ・ 個人…60歳未満、年間700時間以上農業に従事、国民年金第1号被保険者
- ・ 法人…農地所有適格法人、JA、農地中間管理機構

老齢年金

65歳になれば経営移譲をしなくても受給できる年金です。

経営主として農業を続けることができ、諸名義変更の必要もありません。

新制度 農業者年金

特例付加年金（政策支援を活用していた方で、一定の要件を満たす方）

国庫補助による保険料補助とその運用収入を原資とした年金です。

以下の要件を満たす方は、経営継承を行った時点から「特例付加年金」を受給できます。

- （1）新制度における60歳までの保険料納付済み期間とカラ期間を合算して20年以上ある人
- （2）経営継承を行った人
年齢制限はありませんが、後継者または第三者に経営継承を行う必要があります。
- （3）原則65歳に達した人
65歳以降に経営継承を行った場合は、その時点から特例付加年金を受給できます。60歳以上65歳未満で経営継承を行った場合は繰り上げ請求をすることもできます。

老齢年金

原則65歳に到達すれば受給することができます。

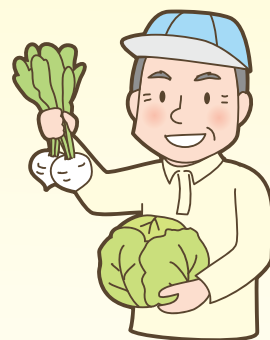
60歳からの繰り上げ受給も可能ですが年金額は65歳から受給するよりも減額されます。

経営移譲・経営継承をお考えの方は、お早めに農業委員会にご相談ください。

新制度・旧制度 すべての農業者年金受給者は、 現況届の提出が必要です

老齢年金・経営移譲年金・特例付加年金に関係なく、農業者年金を受給されている方は、**毎年6月に現況届の提出を忘れずに行う必要があります。**

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方は、各種名義がきちんと後継者又は経営移譲（継承）先の第三者に変更されているかを確認いたします。特に、新たに後継者移譲をした方は忘れずに名義変更をお願いします。



経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方が提出する 現況届記入例

あなたご自身について以下の1～6の項目すべてに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください。		受給権者の欄	
1 あなたご自身が農業を営んでいますか はい ☐ いいえ ☒	農地を貸した賃借料は 含まれません	氏名 (自署)	新発田 太郎
2 あなたご自身が農業を営む方法 はい ☐ いいえ ☒		生年月日	(大正)・昭和 10年 1月 1日
3 後継者に貸している農地又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付等を行いましたか はい ☐ いいえ ☒		新潟県 新発田市住田510番地 0254 (33) 3119	
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか はい ☐ いいえ ☒	建物・農機具の共済は 含まれません	代理人の欄	
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか はい ☐ いいえ ☒		氏名	関係
6 あなた名義で農業共済（NOSA I）に加入しましたか はい ☐ いいえ ☒		住所	

毎年5月下旬に自宅へ郵送されますので、6月中に下記のいずれかに提出してください。

提出先： 農業委員会事務局（加治川庁舎内） 豊浦支所 紫雲寺支所
北越後農協各ふれあい営業所（聖籠営業所を除く）

農業者年金が停止される場合について

経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方は、以下にご注意ください。



農業を再開したとき

- ① 農作物を出荷し、対価を得たとき
税申告で農業収入があると申告した場合、農業再開とみなされます。
- ② 農地を自分名義で買ったり、借りたり、又は転用したとき
一定の理由を除き、年金停止の原因になりますので事前にご相談ください。
- ③ 農業生産法人の組合員、社員、又は株主になったとき
特例付加年金受給者には例外がありますので事前にご相談ください。

貸し付けた農地が返還されたとき

賃借期限が切れてしまい、手続きし忘れていた場合も停止原因になります。